

地域福祉問題調整会議設置要領

(設置目的)

第1条 地域における福祉課題（複雑化・複合化した地域生活課題を抱える人等に対する支援方法等に関すること。）についての情報交換を行い、既存の制度や福祉サービスでは対応することのできないケース、支援が必要な状態にあるにもかかわらず支援を行うことのできないケース等の解決策を検討するため、地域福祉問題調整会議（以下「問題調整会議」という。）を設置する。

(問題調整会議の組織構成と運営)

第2条 問題調整会議は、別表に掲げる所管の、原則課長級又は課長代理級の職員をもって構成する。

2 問題調整会議は、吹田市及び社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が主催する。

(座長等)

第3条 問題調整会議に座長を置き、それぞれ各会議の構成員の互選により定める。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長のあらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議の協議事項)

第4条 問題調整会議の協議事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 既存の福祉サービスでは対応することができず支援を必要とする事項
- (2) 重層的支援体制整備事業による支援を実施するにあたり検討が必要な事項
- (3) その他、問題調整会議の設置目的を達成するために必要な事項

(意見の聴取等)

第5条 問題調整会議は、必要に応じ構成員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 問題調整会議の庶務は、福祉部福祉総務室において処理する。

(守秘義務)

第7条 問題調整会議の構成員及び関係者は、プライバシーの保護を厳守し、会議を通じて知り得た個人の秘密について他に漏らしてはならない。その構成員でなくなった後においても同様とする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、問題調整会議の運営について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月25日から施行し、改正後の地域福祉問題調整会議設置要領は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月27日から施行し、改正後の地域福祉問題調整会議設置要領は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月8日から施行する。

別表

関係部局	児童部	子育て政策室
		のびのび子育てプラザ
		保育幼稚園室
	福祉部	福祉総務室
		生活福祉室
		高齢福祉室
		障がい福祉室
	健康医療部	母子保健課
関係団体	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会	